

本宮会場(しらすわカルチャーセンター ホール) 10月30日(火)

No.	質問内容	回答者	回答内容
1	省庁の各担当者に質問です。これまで何度か説明会を実施して、町民からいろんな意見に対して率直な意見、感じたこと、どうしようと思っているかをお聞かせ頂きたい。	復興庁	H23.3.11に発災致しました。3月20日頃に緊急対策本部(被災者対策支援本部)が立ち上がり、こちらは地震津波災害に対する被災者支援をするために設けられたところですが、私はそれ以前の職場から3/20に召集され、それ以来物資の調達・供給の話から、避難所の開設運営といったところから仕事をさせて頂いております。その後6月に東日本大震災復興対策本部、更には2月から復興庁となり、組織は変わっていますが私自身は一貫して震災関係で仕事をさせて頂いております。特に福島では、6月頭に当時の片山総務大臣が政府の大臣級としましては初めて福島県に入り、当時の市町村長さんたちと意見交換をさせて頂いた際にも同席させて頂いております。当時も、今も変わらないわけですが、大変悲痛な状況が印象に残っており、私自身としては胸に秘めて仕事をさせて頂いております。 復興庁としましては、東日本大震災の復興の司令塔ということで、頂いたご意見を踏まえながら各省と連携しながら福島の復興再生に取り組んでいきたいと思っております。
		内閣府	住民説明会に前回出席させて頂き、住民の方の声、町長のお考え、ものすごい苦勞をしてこの1年7か月暮らして居られたのを肌で感じております。その中で、やはり国としてやらなければいけないのは、まず国の信用がすごく落ちている、国の信用を元に戻すが何よりも大切で、その為には皆さんの気持ちに寄り添って前に進むということだと思いますが、何より重要なのは今1年7か月も経っておりますので、スピード感をもって物事をやっていくことが何より重要だと思っております。いろんな制約があります。また予算が色んな別の所に使われたという批判もあります。そういうものを私共国家公務員としてきちんと襟を正して、国に対する信用がないと国が成り立ちませんので、ひとつひとつ信用を取り返すための努力を、地元の説明会での皆様の声を国に反映して、皆様方のご期待に少しでも寄り添えるようなことに取り組んでいきたいと思っております。
		内閣府	浪江町の説明会で毎回区域見直しにつきまして、説明を行い、意見を伺って参りました。浪江町以外の住民説明会でも同じでございますが、もともと何の罪もなく、この浜通りの地に平和に暮らしていた皆様がこのような事故を受けて、非常に大変な避難生活を強いる結果になっていて、その結果としてこういう説明会で皆様のご意見伺いますが、非常に怒る方、不安な方、色んな形で私どもにご意見を寄せられる方、たくさんいらっしゃいます。私どもは、そういう全ての声をまずはしっかり受け止めるのが責務と考えておりますし、なぜ線量マップが示されないかと、遅いじゃないかというお叱りも多々寄せられております。現在具体的な作業を事務的に加速して進めておりますので、こういう形でご意見を頂いた内容については、できる限りしっかりと対応して参りたいと考えております。
		資源エネルギー庁	賠償基準のご説明をさせて頂いております。賠償につきましては、これまでたくさんのご意見を頂いているかと思っております。今回基準をご説明させて頂いておりますが、当然のことながら一律の基準ではカバーできないところが出てくるかと思っております。私としましては、皆様の個別の事情をきちんと把握をした上で、適切な対応をしていくことが大事かと思っております。東京電力に対して、国もそうですが、真に親切な対応をするよう、しっかりと指導して参りたいと考えております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
		環境省	<p>皆様が非常に厳しい生活を強いられることを重々承知の上で、また説明会の皆様のお声からも帰りたけれど帰れないという強い思いも感じ受けました。その帰りたけれど帰れない一つの要因としまして、放射線量が高いことが挙げられています。そのために環境省に与えられた使命は、除染をして少しでも線量を下げて皆様が早くご帰還できるような状態を作り上げることが使命だと思っております。我々の仕事が皆様の目から見たらまだまだ遅くて、除染をもっと早く進めてくれと強い思いをお持ちと思います。その思いに十分お応え出来てない点については改めて申し訳なく思っております。私も一担当として除染が一刻も早く進められるよう頑張っておりますので、引き続きご指導よろしく申し上げます。</p>
		環境省	<p>皆様からのご意見と、説明する立場としての率直な感想ですが、除染の資料に具体的な数値目標が示されていない、また山林除染の方針の具体的なものが示されていない、また浪江町の場合は高線量地域が多いわけですが、モデル事業の実施程度にしかとどめてない、国としては長期目標1mSvを謳っているのですが、一体何年・何十年かかるのかについても現時点でははっきりお答えできない状況にあり、非常にその辺を言われているところであります。また仮置き場をお願いしますと一言で言っていますが、実際町の行政区では一か所でも確保するのが難しい行政区もあり、そういう所はどうするかとも聞いております。今使っている資料を今後すぐ作り変えるのは難しいですが、同じ資料で分かりやすくご説明したいと思います。</p>
2	2012.3.31時点の航空機モニタリング結果が示されているが、これが区域再編の線引きになるのか。	資源エネルギー庁	ご指摘の通り、航空機モニタリングの線量を基に区域分けを行って参ります。
3	航空機モニタリングを見ると居住制限地区を示す黄色がほとんどだが、その中でも50mSvを超える場所がたくさんある。大まかにわけて線引きをするのではなく、一軒一軒個別に調べないのかが理解できない。国は年間50mSv以上、20mSv-50mSv以下と勝手に線引きしてるが、納得いかない。	資源エネルギー庁	<p>個別に個々の家を測るべきでそれに基づき区域分けするという点は、個々に測ると家によって線量のばらつきがございます。ある家が帰還困難区域、ある家が居住制限区域、その周りがまた帰還困難区域、という話になってしまう可能性もございます。お隣同士で、あの家はどの区域だという形で差が出てしまうのは、実際に今後戻って来られる際にも非常に問題になるのではないかと考えております。そういう意味である程度地域の纏まりを十分に重視した上で、区域見直しを行っていきたいのが基本的考え方でございます。</p> <p>20mSvと50mSvの考え方は、昨年末に原子力災害対策本部が区域見直しを決定した際に設定した値でございますが、20mSvというのは、ICIPの勧告の中で避難指示をする値として一番厳しい値です。50mSvというのは、今後5年間除染をしないわけですが、5年間経っても尚20mSvを下回らないレベルということで50mSvを逆算して設定したのでございます。この5年間というのは、例えば他の三宅島や雲仙普賢岳等の災害も参考にしまして、5年・6年間という年月が、一つの避難していく上での戻る戻らないの限界の年数として参考にしたものです。説明会が終わった時点で、これについて変えていくかどうかというご質問でございますが、基本的には他の区域でもこの基準で区域見直しを行っておりますので、基本的にこのレベルは維持をして参りたいと思っておりますが、今頂いたご意見はむしろほかの形で対応したいと考えています。例えば区域見直しを行った後で、局所的に線量が高い地点がたくさん出てくるのはご指摘の通りですので、その際にはしっかり個別に一軒一軒除染をしていく際に、丁寧に線量を測って、そういうところについては重点的に除染を行っていくということで考えたいと思っております。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
4	自宅は帰宅困難より若干下がって居住困難だが、にもかかわらず自宅は50mSvある時もあるし、平均40mSv以上です。限りなく50mSvに近いこの居住制限区域と20mSvに近い区域と差をつけてもらいたい。40mSv以上あって5年で20mSv以下に下がるのか。	資源エネルギー庁	居住制限区域は若干幅が広く、50に近いところから20に近いところまでであるのは事実です。ただ区域を4段階とか5段階に分けていく話になると、これ以上混乱を招いてしまうという面もあり、できるだけ単純化というか、あまりに細かく分けすぎてもかえって混乱するのではということで3段階で考えたわけです。一方で線量が高いとご懸念あるのは最もございまして、それは個々の家に入って除染をすることで対応して参ります。これまでのモデル除染の結果踏まえても、すぱっと半分以上下がるという結果があり、線量の高いところはしっかり除染することで対応したいと考えております。
5	町は今後5年間、トータルで発災後6年間は避難指示解除はしない・戻れないという宣言をしている。区域再編をしても、それとは別に東京電力は全町一律一括賠償するように要請してほしい。	町長	先ほど冒頭で話しましたように、一括賠償・全面賠償ということで今後は進めていきます。今までもこういう形で要請しておりますので、これからも実現するよう頑張っていきたいと考えております。
		内閣府	一括賠償というのは、解除の見込時期をどう設定するかによって、宅地建物、或いは精神的損害につきまして、決まって参ります。解除見込の時期につきましては、避難指示解除、或いは解除見込は原子力災害対策本部長が決定するもので、国としては今後のインフラ復旧状況や除染状況をひとつひとつ積み上げながら、町としっかりと相談していきたいと考えております。もちろん町の方で、復興計画で6年戻れないというご意向というのは十分に承知しておりますので、それを踏まえてしっかりと詰めていきたいと考えております。
6	父親は今年6月に関連死で亡くなったが、仮設住宅等にも高齢者が大勢いるが、これから2年位は生きながらえても5年はもたないという人が非常に多い。せめて精神的慰謝料だけでも前倒しで5年一括にしてほしい。	資源エネルギー庁	今の基準では避難指示解除見込時期に応じて一括してお払いをさせて頂く、当然その後で帰還状況等を踏まえまして、相当期間というのがあるという形になっています。相当期間がいつになるかは現在はっきり決まっておりますが、当然のことながら皆様の状況踏まえた上で、適切な期間をお支払いをしていくと考えてございます。現在相当期間の分まで含めて一括というのは難しい状況でございますが、皆様の帰還状況、生活再建の状況を踏まえて適切な期間をきっちりとお支払していきたいと考えてございます。
7	住民説明会に4回出ているが、区域見直しで出来ることとやってはいけないことの管理は国がどうするのか分からない。帰還困難区域以外ではスクリーニングはやらないのか。家に入るのに防御服やマスクは必要なくなるのか。どういう管理するのか教えて頂きたい。	資源エネルギー庁	区域見直し後は、避難指示解除準備区域、居住制限区域についてはスクリーニングは義務付けられない形で考えております。但し帰還困難区域は線量が高いという事で、スクリーニングを実施して線量管理を行うと考えております。立入の服装については、帰還困難区域の立入については、これまでの警戒区域と同様の運用と考えています。それ以外の所につきましては、そこまでの制約を求めることは考えておりません。

No.	質問内容	回答者	回答内容
8	一般の人が入るのに規制がなければ、請戸は津波被災のままで一大観光地になってとんでもないことになるが、どういう規制が取れるか。	資源エネルギー庁	確かに出入りが自由になりますと、部外者がたくさん入ってくる懸念や防犯の懸念もあるかと存じます。具体的にどのような形で運用していけばいいかは町ともしっかり相談したいと考えています。現にこれまで区域見直しを行った他の市町村ですと、例えば檜葉町では6号線だけ開けて他の道路は閉めたままにするとか、出入り口に人を立てて一つ一つチェックをするとか、或いは町民だけに証明書を作るとかというような工夫を行っています。浪江町の場合は、やや検疫が広がったり、区域が複雑になる面もございますので、どのような具体的な策を講じていくかということは、ある程度区域の線引きが確定した後の段階になるかもしれませんが、しっかりと県警とかその他の機関も交えて進めて参りたいと考えております。
9	環境省は建物の外側の除染しかしない。外の線量は公表しているが、家の中を把握してる数字がどこにもない。この状態で装備類を図ったりスクリーニングして出ないから大丈夫だろうと区域設定しようとしているが、本当にそれでいいのか。草刈したり、今までマスクしてたのを外して大丈夫なのか。住民に対するケアは。誰が保障するのか？	資源エネルギー庁	基本的に建物の中の線量は、建物の外から入ってくる線量が多いということで、建物の外を除染することから始めていると承知しております。ただ屋根が壊れて雨漏りしたり等で局所的に高くなっている部分がありますので、そういう所につきましては防護措置を取りながら帰っていくのが基本になるかと思えます。区域の扱いとしては居住制限は20mSv-50mSvということで、避難指示解除より若干線量が高いレベルになります。従いましてここに入るには線量計を持ったりして被ばく管理に注意をというアナウンスはしてございます。またここで事業再開を行うような場合にも、除染電離則という規則がございますが、線量管理をしっかりとした上で事業を再開を行って欲しいと、例えば屋外作業ではなく屋内作業のみにして欲しい、という条件をつけて事業再開を行う等の配慮もしております。
		環境省	基本的には屋外が除染されていて、屋内にはあまり除染が広がっていないというのが一般的な見方でございますが、今後除染をする際に、皆様の1軒1軒にお伺いして、同意取得という手続きに入らせて頂きます。その時には、皆様と現地に立ち会って、一緒に色々な所の放射線量を測っていきたいと思えます。その時に屋内も一緒に放射線量確認していきたいと思えますので、その時に具体的にご相談をさせて頂ければと考えております。
10	賠償基準に納得できない。我々には何の罪もなく、故郷を壊され、親せき夫婦バラバラに避難しているが、その気持ちをわかっているのか。東京電力の首脳や国会の首脳に双葉郡に移り住んでほしい。首都機能移転という話もあったが実現して、福島復興のために地元で頑張ってもらいたい。ふるさとに愛着を持っている。そこへ帰れない状況にしておきながらこういう賠償基準は納得できない。町からの再取得価格の要望もあるはずだがどう考えるか。	資源エネルギー庁	財物賠償は、皆様の事故前の価値の価格は適切にきちんと賠償したいと考えております。ただ同じ事故前の価格を貰っても、福島や郡山で同じものは買えないというご指摘は頂いているところでございます。被災者の方々の生活支援につきましては、財物賠償としては賠償の原則から限界がございますが、今ご指摘いただきましたような、その他の賠償、或いは政府としての支援策を併せた形で皆様の生活再建を国としてもきちんとサポートしていきたいと考えております。また精神的損害について今の基準では納得できないというご指摘を頂いております。我々も課題として認識しているところでございます。東京電力が示している精神的賠償の考え方としましては、皆様がふるさとを追われまして、ご不便な避難生活をしているということに対する精神的な損害でございます。ただ今ご指摘がありましたように、避難生活が長期化をして、ふるさとを捨てなければならぬといった部分の精神的損害というのは、今の精神的損害とはまた別の部分があるのではないかと我々も課題として認識しているところでございます。事故発生後から6年を超える避難生活をするような場合の精神的損害というのは、浪江町の方からも要望としてお聞きして、我々も課題として認識しておりますので、我々としてもしっかりと受け止めて検討させて頂き、また方針等につきましては改めてご相談させて頂きたいと考えております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
11	仮置き場の3年程度とあるが、なぜ程度とつくのか。以前は3年と言い切っていたはず。ずるずると延長するようなことは止めてほしい。	環境省	仮置き場に置いた後、調整中の中間貯蔵施設に運び入れることを検討しております。政府としましては、H27年1月には中間貯蔵施設が使えるように調整を進めておるところですが、実際に運び込めるのが場所によっても、また段階的に運んでいくことにもなりますので、きっちりと3年ということではなくて、若干の前後があるということで、我々としては3年程度とお伝えしております。中間施設に運び入れるのは重要と思っておりますので、それについてはしっかりと頑張っていきたいと思っております。
12	町への要望になるが、18日まで住民説明会があるが、地区住民がバラバラの状態で聞いた意見を町民の意見と理解して欲しくない。大字、或いは部落や町内会の意見を改めて聞く場を設けて欲しい。11月末に地区見直しをされると言われていたが、時間的に難しいのではないか。私としては、下津島で皆の意見を聞いて、集約してみたい。	町長	これから11月18日まで住民説明会をやって参ります。これからタイトな時間になると思っておりますけれども、終わりましたら区長会の理事会を開催し、その後すぐに49の行政区長会を開いて頂き、更に各区の意見交換会を開かせて頂きたいと思っております。11月末までに出来るかどうか色んなスケジュールが入ってきていますので、調整しながら出来るだけ早く皆さんに区域の線引きを示していきたい。先ほど復興計画にありましたように、避難指示の解除はなかなかできない、時間が相当かかる、そういうものは5年あるいは6年、ましては10年かかるとなった時に、精神的損害については賠償の継続をきちっとやっていかなければならないと思っております。タイトになりますが、できるだけ皆さんに早めに区域の見直しを示していきたいと町としては考えております。
13	モデル事業で除染した津島中学校とふれあいセンターで、養生工を実施すると最近になって通知をもらった。今になって何故するのか？	環境省	町、議会の方から、今あるモデル事業の状態が、黒いフレコン(大型土嚢)のままでは圧迫感・威圧感があるということで、緑色の保護マップを上から敷いて欲しいと要望を受けておりました。大変遅くなり申し訳ありませんが、今作業の手配をしており、これから行いますというなお伝えをしたところです。
14	去年から仕事を自営業をしているにも関わらず、賠償から引かれるということで訴えたきた。今回特別の努力として認められるということだが、対象が今年の3月からとなっている。なぜH23年3月から認められないのか。	資源エネルギー庁	特別な努力ですが、H24年3月からなのかということは、そもそもこのような考え方をお示しさせて頂いたのは、H24年3月以降に区域の見直しがあって、警戒区域が解除されて区域が見直しをされる中で一回戻れる方、戻れない方、いらっしゃると思っておりますが、そうした作業が本格化していく中で、皆様の生活再建の努力を賠償の面からサポートさせて頂きたいということで、本来の賠償の原則から言えば、大変恐縮ですが、従来のお給料から減った分を賠償させて頂くのが原則だったわけではございますが、皆様の生活再建を支援するために、再収入があった場合にも控除しないようにしようという形で特別にさせて頂いたことではございます。その観点から、大変恐縮でございますが、H24年3月以降の分の賠償から適用させて頂く形になっております。ただ再就労の時期につきましては、H24年3月以降に再就職しなければ対象にならないということではありませぬので、事故発生で一度仕事が無くなった、或いは転職しなければならぬ状況が事故後にあれば、対象になるという形になっております。ただ特別な努力として控除しないのは、H24年3月以降という形です。

No.	質問内容	回答者	回答内容
15	2年、3年、10年帰宅できないと簡単に言うが、70歳の者は75、80歳になる。避難中に亡くなった場合、そこで補償は打ち切りになる。家にも帰れないで、損害賠償が打ち切りになるのは不満。亡くなった時の補償を謳っていただきたい。	資源エネルギー庁	実際、苦しい避難期間中にお亡くなりになる方がいらっしゃることはお聞きしており、大変申し訳ない気持ちでいっぱいです。これも賠償の原則になってしまいますが、例えば精神的損害であれば、ご本人様が被る損害ということで、どうしても本人様が亡くなってしまうと精神的損害としての賠償はそこまですべてになってしまいます。ただ例えば財物の賠償は、例えば実際に亡くなられた方がいらっしゃったとしても財物はあるわけですので、財物賠償の受付が始まった時に、仮に既に亡くなられた方がいらっしゃったとしても、家族構成の人数の中に入れて形で賠償させて頂けるように東電とも調整をさせて頂いております。また必ずしも賠償ではありませんが、避難期間中に亡くなられた方々については、賠償以外に慰謝金ということで国の災害救助法からお出しさせて頂きますし、東電もそういう考え方を持って対処させて頂いていると聞いておりますので。そういう観点からも我々はサポートをさせて頂きたいと考えております。
16	損害賠償は、交通事故の自賠責を代用してると聞いているが、不満があって紛争処理解決センターに相談しても、センターに強制力がなくて解決しない。和解にたどり着かないのは国が間違ってる。国に見捨てられていると思う。国が申し訳ないとの思いがあれば、被災者の声をもう少し強く受け止めてもいいのでは。もっとしっかり賠償を。	資源エネルギー庁	ADRのご指摘を頂きました。私も色々な説明会で、東京電力の賠償基準を説明していく中でも、なぜ賠償基準を加害者である東京電力が決めるのかという怒りのご指摘を頂いております。基準を示させて頂いておりますが、必ずしもこれではなければ賠償金を支払わないということではないと考えております。あくまで東京電力が迅速な支払いのための一律の基準でございまして、これに依れないということであれば、ADR、または実際の訴訟という形で対応が可能です。ただ訴訟は被害者の負担も増えるので、国の方ではADRセンターで費用負担なく、和解仲介ができる機関を設定したということでございます。ADRセンターで手続きが遅い、思うように進まないというのはご指摘の通りです。担当の文部科学省もできるだけ早く和解が出せるように努力をしているところでございます。ADRセンターは国としても設置している機関ですが、政府とは独立した準司法機関という中立的立場でやっているものでございます。国としてはADRセンターが出す和解につきましても、東京電力の特別事業計画の中で和解案については尊重するよう決めておりますので、東京電力は尊重して受け入れるという原則にしております。我々としてもADRセンターの申し立ての処理が迅速に進むよう国としても努力して参りたいと考えております。
17	不動産の個別評価はどうすればいいのか。弁護士雇って自分でやるのか。できれば自宅に来て欲しい。色んな思い入れのある物があり、5%とか、10%とか決めないで見に来てください。	資源エネルギー庁	不動産の個別評価につきましては、方法論含めて検討してございます。基本的には被害者の方々のご負担にならないように、不動産鑑定士など第三者に評価して頂く、その際にも被害者の皆様にご負担がない形を検討しておりますので、中身が固まったらご案内したいと考えております。
18	固定資産の1.43倍ということだが、それで土地が買えると思うか。	資源エネルギー庁	固定資産税評価の場合は市場価格の約7割とお聞きしておりますので、割り戻したのが計算式です。基本的に各自治体の固定資産税評価の方針がそのようにやっているとお聞きしましたが、あまりにも基準と違うということなら個別の事情をお伺いしたいと考えております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
19	国が原発を作らせて、東京電力は下請けで営業しているだけではないのか。それを国が賠償するのが正当なやり方ではないか。一番悪いのは国だ。	資源エネルギー庁	原子力政策を推進してきた国の責任は確かにあると考えています。ただ賠償については原子力損害賠償法という法律の中で、事故を発生した原子力事業者が責任を追うということで賠償の一義的な責任は原子力事業者にあると位置づけられています。しかし国として原子力事業者に賠償の事を丸投げして責任を取らないということでは全くなく、東京電力が被害者の皆様に適切な賠償を行えるように、原子力損害賠償支援機構法というのを作りまして、国が資金面から東京電力がきちんとした賠償ができるよう支援するという形になっておりますし、また今回の財物の賠償基準等につきましても、皆様の生活再建に向けて重要な賠償基準であることから、東京電力に丸投げすることなく、国も前面に立って調整等をさせて頂いたところでございます。今後とも国が東京電力に責任を丸投げすることはありませんので、賠償だけではなく、国による支援策も含めて、被害者の皆様の生活再建、地域再興に向けてサポートしていきたいと考えております。
20	環境省に要望書を出してきたが、何一つとして進展しない。これが浪江町、双葉郡、福島県民の苦痛である。責任はどこにあるのかご説明頂きたい。要望は何一つ届かず、夢も希望もない。不安の真っただ中にいることを考えて頂きたい。国会議事堂を福島に持ってくる覚悟でやらないと福島県の復興はできない。	内閣府	数々のお手紙を頂いて全部読ませて頂き、今日頂いた手紙も先ほど目を通させて頂きました。何も罪もない浪江町の皆様、福島県の皆様方にこれだけの辛苦の苦しみを与えたという事は、東京電力はもちろん、国の原子力政策がもたらした結果であり、その責任は国として大変重いものがあり、かつその責任者は誰かと言われれば、行政区の長である総理大臣がまさにこの原子力災害対策本部長でもありますので、国が非常に大きな責任をもっていることは間違いないと思っております。かつ1年7か月にわたり、皆さんがまだ非常に苦しい暮らしをしておられる、賠償についても大変不満に思っておられるという現状を、いかに少しでも償いができるかというのが、我々国に課せられた使命だと思っております。出来ること出来ないこと色々ありますが、国としてできることは最大限したいと思っておりますし、私は現地の副本部長として皆様方の声を国に伝える責務がありますので、出来るだけの事はやっていきたいと思っております。
21	避難命を受けて転々とし、2ページ超の移動先となった。私の家族の請求は何とかなったが、一緒に行った人が同じ請求をしても通らないのは、どういうことか。住民票は浪江町にあり、出張に女川に行ってる方である。女川から新潟まで行ったり来たりする交通費が出ない。	資源エネルギー庁	被害者の方々が受けた損害は、皆様ごとによって様々です。従いまして皆様に全く同じ形で適用できる賠償基準をお示しするのは難しいと感じております。だからこそ皆様の実状をしっかりと伺いながら賠償していくのが大事だと考えています。我々国としても個別の事情は住民説明会の中でお聞きして、東電に指導等させて頂いております。もしよろしければ、会議後にご指摘頂いた方のお名前等頂ければ東京電力を指導できると思っておりますので、後ほどお聞かせ頂ければと思います。
22	婦人の方が、避難当日に着ていた洋服のスクリーニングの結果、クリーニングに出し、費用請求したが、出ない。補償の目安の基準をわかりやすくみんなに提示してほしい。東京電力の賠償審査は6人で1グループだそうだが、グループによって通る、通らないの差がある。	東京電力	審査の違いがあるのじゃないかというお話ですが、私は福島で請求書を作るお手伝いをさせて頂いておりますが、審査は東京でやっており、こちらで聞いている範囲ではなるべく公平な審査をしていると聞いておりますが、あまり不公平が出ないような審査だと考えております。それにつきましても、こういう事象で違うじゃないかというのがありましたら、具体的に教えて頂ければ実際どうなっているかをお調べしますので、よろしく願い致します。